# (別紙 料金表)

# 提供するサービスの費用について

### (1) 介護保険給付サービス利用料金

\*法定代理受領分は介護報酬告示上の額の利用者負担割合に応じた額

#### 【認知症対応型共同生活介護費II】

要介護度	単位数
要支援 2	7 4 9
要介護1	7 5 3
要介護 2	7 8 8
要介護3	8 1 2
要介護4	8 2 8
要介護 5	8 4 5

### 【短期利用認知症対応型共同生活介護費 II】

要介護度	単位数
要支援 2	7 7 7
要介護1	7 8 1
要介護 2	8 1 7
要介護3	8 4 1
要介護4	8 5 8
要介護 5	8 7 4

## 【加算】 ※が付いている加算は区分支給限度基準額の対象外

加算名称		単位数	備考	算定該当
若年性認知症利用者受入加算		1 2 0		
(1日につき)		120		
		7 2	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	
看取り介護加算		1 4 4	死亡日以前 4 日以上 30 日以下	
(1日につき)		6 8 0	死亡日の前日及び前々日	
		1 2 8 0	死亡日	
初期加算		3 0		
(1日につき)		3 0		
協力医療機関連携加算		1 0 0		•
(1月につき)		4 0		
	ΙΊ	5 7		•
医療連携体制加算	1 🗆	4 7		
(1日につき)*要支援無し	ΙΛ	3 7		
	II	5		•
退居時情報提供加算		2 5 0		•
退居時相談援助加算		4 0 0		•
認知症専門ケア加算	I	3	(2024.5 月から)	•
(1日につき)	II	4		
加算名称		単位数	備考	算定該当

認知症チームケア推進加算 I 150   (1月につき) II 120   生活機能向上連携加算 I 100   (1月につき) II 200   栄養管理体制加算 30   (1月につき) 30	<u> </u>
生活機能向上連携加算 I 1 0 0   (1月につき) II 2 0 0   栄養管理体制加算 3 0   口腔衛生管理体制加算 3 0	<b>)</b>
(1月につき) II 200   栄養管理体制加算 30   (1月につき) 30   口腔衛生管理体制加算 30	<b>)</b>
栄養管理体制加算 (1月につき) 口腔衛生管理体制加算 30	<b>)</b>
(1月につき)   口腔衛生管理体制加算   30	
(1月につき)   口腔衛生管理体制加算   3.0	
3 0	
(1月につき)	
口腔栄養スクリーニング加算     20 6月に1回を限度	
科学的介護推進体制加算	
(1月につき) 40	•
高齢者施設等感染対策向上加算 I 10	
(1月につき) II 5	
新興感染症等施設療養費 240 1月に1回、連続する5日を限度	
生産性向上推進体制加算 I 100	
(1月につき) II 1 0	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	
(1日につき) 200 7日間を限度	
サービス提供体制強化加算※ I 22	
(1日につき) II 18	
III 6	
I 所定単位数の 111/1000 <b>(2024.5 まで)</b>	
介護職員処遇改善加算*  II   所定単位数の 81/1000 <b>(2024.5 まで)</b>	
A 港聯 日 体性 (2 m ) 関 7 k 差 も 1 第 2 k 差 も 2 m )	
介護職員等特定処遇改善加算*  II   所定単位数の 23/1000 <b>(2024.5 まで)</b>	
介護職員等ベースアップ等支援加算※ 所定単位数の 23/1000 <b>(2024.5 <u>まで</u>)</b>	
I 所定単位数の 186/1000 <b>(2024.6 から)</b>	
II   所定単位数の 178/1000 <b>(2024.6 から)</b>   ①   介護職員等処遇改善加算※	•
が護職員寺処遇改善加昇※ III 所定単位数の 155/1000 <b>(2024.6 から)</b>	
IV 所定単位数の 125/1000 <b>(2024.6 から)</b>	

- \*上記単位数に 10.14 円を乗じた額(切り捨て)の内、1 割(一定以上所得のある方は 2 割又は 3 割)が利用者負担額となります。
- \*利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額を一度お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、領収書を添えてお住いの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。
- \*以下の内容について、当事業所が取り組みを行っていない場合は減算となります。
  - ・身体拘束廃止に向けての取り組みを行っていない場合
  - ・高齢者虐待防止措置について未実施の場合
  - ・業務継続計画を未策定の場合
  - \*介護報酬は定期的な見直しがあります。変更があった場合は、再度別紙にてご説明し、同意をいただきます。
- (2) その他の費用について

\*以下の金額は利用料金の全額が利用者負担になります。

項目	川用料金の全額が利用者負担になります。   料金等		
	2,630円(日額)		
家賃	   月途中における入居は日割り計算とします。 //	ただし、月途中 1~15 日までに退	
	居の場合は半月分、16日以降末日までの間に	退居された場合は1月分の請求と	
	  なります。また、外泊、入院等で不在の場合に	は日割り計算を行わないものとし	
	ます。		
	100,000円 (入居時)		
-t-1 A	利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使		
	用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回復費用を差し引い		
敷金	て、退居時に残額を返還します。また、未払い家賃等がある場合は、敷金から		
	差し引いて、退居時に残額を返還します。		
	※ 生活保護受給者に限り、敷金の分割払い	相談に応じます。	
おむつ代	○すっきり小判パット(46枚)	1袋1,580円	
	○はくだけフィットパンツ S (26枚)	1袋2,370円	
	○はくだけフィットパンツ M (26枚)	1袋2,390円	
	○はくだけフィットパンツ L (26枚)	1 袋 2,7 5 0 円	
	○テープタイプS(32枚)	1袋3,540円	
	○テープタイプ M (24枚)	1袋2,870円	
	○テープタイプ L (24枚)	1 袋 3, 3 4 0 円	
	朝食320円・昼食560円・夕食560円		
	食事不要の申し出を受けた場合、1日分1,440円を単位としてその月の精		
   食材料費	算時に減額を行います。ただし、3食とも不要の場合のみとし、申し出は前々		
及初行員	日までに行うこととします。		
	また、行事等、特別の献立による食材料費は利用者又はその家族に同意の上で		
	別途実費相当分をその月の利用料と共に徴収っ	する事があります。	
	1, 174円(日額)		
推持管理費	月途中での入居の場合、日割り計算で徴収する	るものとし、月途中 1~15 日まで	
(水道光熱費含む)	に退居の場合は半月分、16日以降末日までの	間に退居された場合は一月分のご	
(AMEXIMA III)	請求となります。また、外泊、入院等で不在の場合は日割り計算を行わないも		
	のとします。		
理美容費	実費相当分(希望により、有償ボランティアは	に依頼した場合)	
	基本的に金銭は自己管理とし、紛失事故等による弁償は一切致しかねます。		
   預り金	家族の事情により事業所が預り金を管理する場合、管理費として100円/日		
V// =	を徴収するものとし、その月の利用料と共に請求させて頂きます。この場合		
	も、事業所の過失による紛失以外は弁償いた		
   入院等外泊時の利用	入院等外泊時の利用料金については、家賃・		
料金	分1,440円を日割り計算で清算いたしまっ	す。(外泊実日数は入院日・退院日	
	及び出発日・帰着日を除きます。)		
ハウスクリーニング	退居時にハウスクリーニング代として33, (		
代	ご利用中でも例外として、汚れの度合いにより		
	した場合、ハウスクリーニングを別途お願い		
自費送迎代	ご家族や本人のご希望により、指定された場所	听までの送迎を承ります。	

	・送迎のみ片道 2 , 5 0 0 円
	・付き添いをご希望の場合3,000円
その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが
	適当と認められるもの。
	・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。
	・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。